

## 職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

職員給与と民間給与との比較において、今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、比較対象企業規模を 50 人以上から 100 人以上に改めることとしました。

比較方法の見直しを行った上で、職員の給与と民間の給与を比較した結果、職員の月例給、特別給（ボーナス）とも民間を下回っていることから、職員の月例給については、公民較差 11,028 円（3.01%）を解消するため給料表の引上げ改定を行うとともに、特別給については、年間で 0.05 月分引き上げる旨の勧告を行うこととしました。

職員の給与以外の勤務条件に関しては、人材の確保・育成、仕事と家庭の両立支援、職員の健康管理、超過勤務時間の縮減、学校現場における負担軽減、公務員倫理の確保等について言及しました。

本年は、4 年連続の職員給与水準の引上げという内容の勧告となりましたが、職員においては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、より一層職務に精励し、県民の公務に寄せる期待と要請に応えるよう要望します。

職員の給与を人事委員会勧告によって適切に決定することは、県民から支持される適正な給与水準を保障するとともに、職員の努力や成果に報い、人材の確保、安定的・効率的な行政運営に資するものであります。県民の皆様の深いご理解をいただきたいと思ひます。

令和 7 年 9 月 30 日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之